

告 示

埼玉県告示第五百九十四号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二条第一号口中「又は天幕の設営」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法」に改め、同号ハ中「（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること」を「以内とすること」に改め、同号中ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

第二条第二号を次のように改める。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型仮設住宅

(1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に

かかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とすること。

(3) 建築型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できること。

(5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 借上型仮設住宅

(1) 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

第三条第一号イ中「、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者」に改め、同号ハ中「当り千百十円」を「当り千三百十円」に改め、同号ニただし書を削る。

第四条第一号中「船舶の遭難等」を「全島避難等」に、「損傷し」を「損傷等により使用することができず」に改め、同条第三号中「の範囲内」を「以内」に改め、「及び冬季」の下に「（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ中「五万五千元」を「五万四千九百元」に、「六万四千三百円」を「六万四千二百円」に、「五万三千元」を「五万二千九百元」に、「八万九百元」を「八万八百元」に改める。

第七条第二号中「五十七万六千円」を「五十七万四千円」に改める。

第八条第三号中「範囲内の額」を「額以内」に改める。

第九条第一号中「により学用品を喪失又は損傷し」を「による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同条第三号中「の範囲内」を「以内」に改め、同号ロ(1)中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同号ロ(2)中「四千六百円」を「四千七百元」に改め、同号ロ(3)中「五千元」を「五千百円」に改める。

第十条第三号中「二十一万四百円」を「二十一万二百円」に、「十六万八千三百円」を「十六万八千百円」に改める。

第十二条第二号中「一世帯当たり十三万四千八百円」を「市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万五千百円」に改める。

第十三条第一号イ中「避難」の下に「に係る支援」を加える。

第十四条第一号イ(1)中「二万二千三百円」を「二万二千元」に改め、同号イ(2)中「一万五千六百円」を「一万五千四百円」に改め、同号イ(3)中「一万五千五百円」を「一万五千六百円」に改め、同号イ(4)中「一万五千七百円」を「一万五千四百円」に改め、同号イ(5)中「一万四千七百円」を「一万四千五百円」に改め、同号イ(6)中「二万三千九百円」を「二万四千三百円」に改め、同号イ(7)中「二万五千元」を「二万五千四百円」に改め、同号イ(8)中「二万四千九百円」を「二万五千三百円」に改める。

本則に次の一章を加える。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。